

青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 3 年 3 月
青 森 県

— 目次 —

青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針	· · · · 1
1 趣旨	· · · · 1
2 担い手が利用する農用地の面積の目標	· · · · 1
3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	· · · · 2
4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	· · · · 2
5 農地中間管理事業の実施方法	· · · · 2
6 農地中間管理事業に関する啓発普及	· · · · 2
7 関係機関との連携	· · · · 2

青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月14日施行
令和2年2月14日改正
令和3年3月30日改正

1 趣旨

本県は、食料自給率117%（平成29年度概算値：カロリーベース）で全国4位と高く、全国屈指の食料供給県である。しかし、近年、農業従事者の高齢化や労働力不足の深刻化、さらには、人口減少などに伴う産地間競争の激化やグローバル経済の進展など、農林水産業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

今後とも本県農林水産業が持続的発展を成し遂げるためには、農産物の高付加価値化や6次産業化への取組に加え、農産物生産の低コスト化に取り組むことが不可避となっている。

このため、農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下、「担い手」という。）への農地の集積・集約化と農地の有効活用に取り組むことにより、本県農業生産の構造改革を推進するものである。

2 担い手が利用する農用地の面積の目標

	現状（平成30年度）	令和5年度
耕地面積（①）	151,000ha	147,000ha
うち担い手（注1）が利用する面積（②）	83,147ha	132,300ha
育成すべき経営体数	12,501経営体	12,700経営体
②／①	55.1%	90.0%

注1：「a：認定農業者」、「b：認定新規就農者」、「c：基本構想水準到達者」、「d：集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織）」

3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現状（平成30年度）	令和5年度
各担い手の利用する団地 (連続して作業ができるほ場) の平均面積（注1）	土地利用型 0.9ha	土地利用型 1.4ha
遊休農地	5,308ha	3,900ha
うち再生可能	2,818ha	3,900ha
うち再生不能	2,490ha	0ha

注1：団地の平均面積は、農地中間管理事業の貸借実績から（H30年度）。

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- （1）機構を担い手への農地集積・集約化と農地の有効活用を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- （2）農地中間管理事業（以下、「事業」という。）は、農地所有者の意向や借受希望者のニーズを踏まえながら、周辺の担い手の経営に支障を及ぼさないなど地域農業との調和に配慮した上で、公平・公正に実施するものとする。
- また、人・農地プランや県が進める「地域経営」の取組と連動しながら、地域農業の将来を支える農業者に農地の集積を進めつつ、農地中間管理権を有する農地を拡大することにより担い手同士の農地の交換などによる集約化を推進し、地域農業の健全な発展を目指すこととする。

5 農地中間管理事業の実施方法

- （1）事業の実施に当たっては、機構から全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- （2）農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの実質化の話合いの場等において、地域の関係者に事業の活用方法や令和元年の法改正による事務手続の簡素化等について、周知徹底を図る。

7 関係機関との連携

県と機構は、効率的かつ効果的に事業を実施するため、農業会議や土地改良事業団体連合会をはじめ、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など関係機関と定期的に情報交換を行い、密接な連携・協力の下に事業の活用促進を図る。

用語説明

【担い手】

効率的かつ安定的な農業経営を當む者をいう。具体的には、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織）

【集落営農組織】

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

【特定農業団体】

農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織

【基本構想水準到達者】

市町村が定める基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に達している農業者（認定農業者である者を除く。）

【地域経営】

地域の中核を担う経営体が、多様な業種・産業と連携しながら、地域資源を最大限に生かす経営活動を展開することで、収益と雇用を生み出し、農山漁村地域の経済・社会を支えていく仕組みづくり